**国際博覧会大阪誘致構想検討会設置要綱**

（設置目的）

第1条　国際博覧会の大阪開催を誘致する場合の課題や対応策等について幅広く検討するため、行政、経済界、有識者による国際博覧会大阪誘致構想検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条　検討会は、次に掲げる事項について検討を行う。

（１）2025年国際博覧会の大阪開催を誘致する場合の課題や対応策等に関すること

（２）その他、国際博覧会開催誘致に関して必要と認められること

（組織）

第3条　検討会は、知事が委嘱する委員をもって構成する。

（座長）

第４条 検討会の円滑な進行等を図るため、進行役として、座長を置くことができる。

２　座長に事故あるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第５条 検討会は、大阪府が招集する。

２　大阪府は、第３条に規定する委員のほか、必要に応じて委員以外の者に対して出席を求めることができる。

３　検討会の会議は、原則として公開する。

 （庶務）

第６条 検討会の庶務は、政策企画部企画室政策課において行う。

（その他）

第７条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、別途定める。

附　則

この要綱は、平成２７年４月１５日から施行する。